

障 生 第 1504 号
令和 2 年 8 月 17 日

指定障がい福祉サービス事業所等管理者 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい福祉サービス事業所等の利用者及び職員が
新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における報告の徹底について

平素より、本府障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止の取り組みにご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障がい福祉サービス事業所等の利用者及び職員で、新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者が発生した場合、速やかに下記の方法により、指定権者である本府への報告をお願いします。

《報告先》

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ

《報告方法》

【平日 9 時 00 分から 18 時 00 分】 ※電話での報告をお願いします。

電話：06-6944-6026（直通）

【上記以外の時間帯・休日】 ※報告様式にてメールでの報告をお願いします。

メールアドレス：shidou-line@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ・ [報告様式はこちらをクリックして下さい。](#)
- ・ [記入例はこちらをクリックして下さい。](#)